

第5期第4回練馬区地域福祉計画推進委員会

- 1 日時 令和6年5月23日（木）午後6時～午後8時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 **【委員】**
今井委員、浦嶋委員、大竹委員、岡本委員、木内委員、佐藤委員、田中委員、千葉委員、月橋委員、中島委員、的野委員、森委員、山本委員、渡邊委員（以上14名）
【区出席者】
福祉部長、福祉部管理課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、地域振興課長、協働推進課長、建築課長、地域福祉係長、ひと・まちづくり推進係長、福祉のまちづくり係長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
 - (1) 地域福祉計画取組状況報告について
 - (2) 地域福祉に関する国・都の動向について
 - (3) 次期練馬区地域福祉計画の策定について
 - (4) 意見交換 次期練馬区地域福祉計画の体系（案）について

○委員長 定刻になりましたので、第5期第4回練馬区地域福祉計画推進委員会を開催いたします。涼しくなったり暑くなったりしていますが、本日は大変暑いですね。梅雨の前ですから、皆さま是非お体に気をつけていただきたいと思います。

福祉を目指す中高生や、保育等の対人支援サービスを希望する人材がどんどん減ってきています。ニーズはたくさんあるのですが、そのニーズに応えるだけの希望者がいません。今このような厳しい状況に入ってきていますが、これに対し大学としてはどうしているかという話をちょうど1時間半くらい前までしていたところです。まさに、人材をどう確保するかが地域福祉計画の中では非常に重要な課題になってくると思います。そのようなことも含め、今日はたくさんの議題がございますが、皆さんの御協力を賜りながら、目途としては20時までとして進めていきたいと思っております。

それでは、今年度より委員構成の変更がありましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 本日机上に配布した資料1「第5期練馬区地域福祉計画推進委員会委員名簿」を御覧ください。次期地域福祉計画は再犯防止推進計画を包含して策定するため、福祉関係団体として練馬区保護司会より委員を推薦していただき、今年度より、19名体制といたします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

区の職員で替わられた方には後ほど自己紹介をしていただくということで次に進めます。

本日の委員の出席状況、また、この会議の情報公開と傍聴について報告をお願いします。

○事務局 委員の出席状況についてご報告いたします。現在12名の委員に御出席いただいております。

本日の会議は公開となっておりますが、現在傍聴の方はいらっしゃいません。

また、会議録は、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、委員の皆様にお送りしますので、確認をお願いいたします。

○委員長 それでは、配付資料の確認について説明をお願いいたします。

○事務局 （資料確認）

○委員長 ありがとうございます。

議題に入る前に、区職員に異動がありましたので、改めて自己紹介をお願いいたします。
（職員自己紹介）

○委員長 ありがとうございます。

今年度は、地域福祉計画策定年度になりますので、計画策定の支援をしていただく事業者の方も会議に参加されます。御挨拶をお願いいたします。

（株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 挨拶）

○委員長 ありがとうございます。

新しい方々共々、皆さんで力を合わせて計画の策定およびその実行、確認等に今後も御協力をお願いします。

それでは、議題に入りたいと思います。次第2の「地域福祉計画取組状況報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料2を御覧ください。

現行の地域福祉計画に位置づけた60の事業について、令和5年度の実績、課題、令和6年度の取組予定をまとめたものになります。

まず、左上の表「令和5年度評価結果」を御覧ください。こちらは、5つの施策における60の事業の評価結果になります。欄外に評価項目について説明しておりますが、A+は「計画以上に進んだ」、Aは「概ね計画どおり」、Bは「遅れや修正が生じた」になります。結果は、A+は4事業、Aは59事業、Bは0事業となりました。

その下の表が、各事業の評価結果となります。令和5年度の取組実績、課題、令和6年度の取組内容について、事業を担当する課から回答を得てまとめたものになります。それでは、親会が担当している施策1・2の事業を中心に、御報告します。

【施策1 区民との協働と地域の支え合いを推進する】

事業番号1「町会・自治会の活性化」

（令和5年度の取組）

- ・転入手続き時の加入の働きかけ
- ・町会・自治会が加入促進を行う際のグッズの提供や貸出
- ・デジタル講習会の実施およびアドバイザー派遣による相談対応

（課題）

- ・加入率の減少や役員のなり手不足

（令和6年度の取組）

・5年度の取組に加えて課題解決のためのコンサルタントを派遣する事業を検討
事業番号2「民生・児童委員の活動支援、制度の周知」

（令和5年度の取組）

- ・例年どおり5月の活動強化週間に合わせ、パネル展を実施
- ・地区祭等でチラシやティッシュの配付

（令和6年度の取組）

- ・5年度の取組を継続

事業番号3「『つながるカレッジねりま』へのリニューアル」

（令和5年度の取組）

- ・5つのテーマの講座を実施

（課題）

- ・受講生と区職員との関係作り
- ・地域活動を体験する場の提供
- ・受講者同士が交流できる場の提供

（令和6年度の取組）

- ・体験の場の提供に向けて町会・自治会等との調整

事業番号4「NPO法人等の活動支援」

（令和5年度の取組）

- ・「練馬つながるフェスタ」の開催
- ・地域団体のニーズの聞き取りおよび施策の検討

（課題）

- ・地域活動団体同士の交流の機会の充実

（令和6年度の取組）

- ・引き続き、地域活動団体同士の交流の機会を充実

事業番号5「練馬こどもカフェの充実」

（令和5年度の取組）

- ・在宅子育て世帯を対象に、民間カフェ等と協働し、区内8カ所で実施

（課題）

- ・実施場所に地域差
- ・多くの子育て世帯へ周知の必要

（令和6年度の取組）

- ・さらに2カ所で事業を開始
- ・子育て応援アプリを利用した周知

事業番号6「街かどケアカフェの充実」

（令和5年度の取組）

- ・常設型カフェを6カ所で運営
- ・地域サロン型カフェは4カ所増

（増加を3カ所と予定していたものが4カ所となったため、A+の評価）

- ・介護サービス事業者だけではなく障害者福祉活動に取り組んでいる団体を含む4団体

と協定締結

- ・出張型街かどケアカフェを27カ所で実施

（令和6年度の取組）

- ・地域サロン型の運営団体に対する補助金を導入

事業番号8「地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり」

（令和5年度の取組）

- ・ネリーズの登録人数は昨年度から10人増え703人

（課題）

- ・対面でのネリーズ懇談会等を通して新たな取組の検討が必要

事業番号9「地域おこしプロジェクトの充実」

（令和6年度の取組）

- ・令和6年度から「ねりま協働ラボ」に発展させ、新たな取組を開始

【施策2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる】

事業番号13「福祉・保健相談窓口を調整するコーディネーターの配置」

（令和5年度の取組）

- ・コーディネーターを配置
- ・複合的な困難ケースの調整

（令和6年度の取組）

- ・関係機関のケース検討会議への参加や個別ヒアリングによる事例収集

事業番号16「ひきこもり・8050問題への支援の充実」

（令和5年度の取組）

- ・社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターを2名増員し、複合的な課題を抱えながらも支援につながらない世帯に対するアウトリーチ支援を開始

相談件数は延べ1,668件

（地域福祉コーディネーターを増員して体制の強化を図ったことから、A+の評価）

- ・居場所支援として、長期間ひきこもり状態にある方に対し、社会参加のきっかけづくりとなるような事業を開始
- ・保健相談所では地域精神保健相談員と保健師が連携して支援し、専門医・保健師による相談を実施

（令和6年度の取組）

- ・さらに2名増員
- ・居場所支援ではレディースデイ等を設け、メタバース居場所の情報の収集

事業番号17「生活困窮世帯の自立支援を推進」

（令和5年度の取組）

- ・生活困窮世帯への支援として、生活サポートセンターの相談支援員を増員
- ・定期的な相談を石神井総合福祉事務所や石神井障害者地域生活支援センターで実施し、生活サポートセンター職員によるアウトリーチ相談も実施
- ・国の住宅確保給付金の支給のほか、区独自のエアコン購入費の助成事業を実施
- ・生活保護受給世帯への支援では、ケースワーカーの人員を確保し受給世帯増加に対応

((区独自の助成事業を開始したことからA+の評価))

(令和6年度の取組)

- ・生活サポートセンターでのオンライン相談を実施

事業番号19「福祉人材の確保・育成・定着事業」

(令和5年度の取組)

- ・練馬福祉人材育成研修センターと保育士の人材確保支援事業等の実績を報告(課題)

- ・福祉業界の担い手確保

- ・障害のある高齢者の増加等の複雑化した課題に対応する人材の確保・育成(令和6年度の取組)

- ・さまざまな研修等の事業を実施

事業番号22「避難行動要支援者の安否確認体制の強化」

(令和5年度の取組)

((概ね計画どおり取組を実施))

- ・避難拠点、地域包括支援センター、介護事業者との安否確認訓練
- ・介護サービス事業者とのサービス提供訓練
- ・震災時および台風接近時の個別避難計画の作成

つづいて、福祉のまちづくり部会が担当する施策3・4のご報告です。

【施策3 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める】

((概ね計画どおり進んだとの評価))

取組項目3-1「鉄道駅や周辺のバリアフリーを充実させる」

駅のバリアフリー化の促進や公共施設までの経路のバリアフリーに関する事業を実施

取組項目3-2「公共施設のユニバーサルデザインを推進する」

公共施設等のバリアフリーを整備

取組項目3-3「誰もが安心して使える・気軽に行ける身近な民間施設を増やす」

民間建物のバリアフリー改修や技術者対象研修等に実施

【施策4 多様な人の社会参加に対する理解を促進する】

取組項目4-3「やさしいまちづくりの取組を広げる」

事業番号41「ユニバーサルデザイン推進ひろばの充実」

ユニバーサルデザインを学べるeラーニング受講者数が3,385人、累計5,908人

((目標数を上回り、A+の評価))

((それ以外の取組項目は概ね計画どおり進んだとの評価))

取組項目4-1「学び合いで、個性を伸ばし、感性を育む」

区民向けに多様な人との相互理解を促進する事業を実施

取組項目4-2「利用しやすい情報や案内で安心・快適な生活を支える」

情報面でのユニバーサルデザインを推進

その他の取組項目

外国人に向けた取組等を実施

つづいて、権利擁護部会が担当する施策5についてです。

【施策5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する】

（概ね計画どおり進んだとの評価）

取組項目5-1 「成年後見制度の利用を支援する」

ネットワーク構築のための取組や周知啓発を実施

取組項目5-2 「法人後見や市民後見人等の活用を推進する」

法人後見や市民後見人の養成等の取り組みを実施

取組項目5-3 「権利擁護に関連する支援事業を充実する」

権利擁護に関する事業を実施

取組状況評価の報告は以上です。

○委員長 ありがとうございます。

親会の所掌事項である施策1・2を中心にお伺いしたいと思いますが、まず、施策1について御意見や御質問はございますか。

○委員 事業番号7「相談情報ひろば」は、事業番号6「街かどケアカフェ」と内容はほぼ一緒ですが、認知度がかなり低いため、どうにかできないかと前回提言しましたが、さっそく「相談情報ひろば」のリーフレットが「街かどケアカフェ」に大量に送られてきました。ここまでやっていただければ、あとは「街かどケアカフェ」が「相談情報ひろば」のことを広めていかなければならないと感じました。それぞれ担当課は違いますが、住民は同じ尺度で考えますから、課を超えて一緒にやっていけたらいいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

さっそく対応していただいたということですか。

○委員 事業番号4「NPO法人等の活動支援」の令和5年度の実績である「相談対応」とは、個人から区への相談ということですか。

○協働推進課長 NPO法人の団体からの相談です。

○委員 相談としてはどのような内容が多いのですか。

○協働推進課長 NPO法人は特定の分野ですので、他に同じような活動をしているところはないかとか、自分たちの助けとなるようなつながれる団体はないかといった質問が多く寄せられています。また、運営状況についての税務相談もあります。

○委員 連携を求めているところが多く、助け合えるところとつながりたいということだと思いますが、どんな形で対応されているのですか。

○協働推進課長 団体のリストを作成しており、NPO法人に限らず、地域活動団体、ボランティア団体、町会・自治会も登録しているため、そのリストから団体を紹介しています。税務相談に関しては、ビジネスサポートセンターをご案内しています。

○委員 事業番号5「練馬こどもカフェの充実」の令和6年度取組内容の中で「子育て応援アプリを利用し、より効果的な周知を行う」とありますが、何をもって効果的と捉えているのですか。何を目標として、どうすれば効果的な周知となると考えているのでしょうか。

○福祉部管理課長 所管のこども施策企画課に代わりお答えします。会合やイベントやサービスが必要な方に情報がきちんと届くように、子育て応援アプリを活用して周知を行うということであると考えています。

○福祉部長 子育て応援アプリは、プッシュ型と聞いています。必要な情報が必要な方に行くようにするというので、例えば子どもカフェをやる場合、その対象となる年代の方々に開催日時や場所や内容や、保育士や幼稚園の先生が来て子育ての相談ができる等のお知らせを送るそうです。とにかく来ていただかなければ知っていただけないため、気軽に来ていただけるように周知しているようです。子育て応援アプリだけではなく、区にはいろいろなアプリがあるため、ホームページやSNSも含め、まずは来ていただけることを第一歩に効果的な周知を行っていきたいと考えています。

○委員 適切な方に適切な情報が行き渡るようにということは、練馬子どもカフェを充実させていく上で必要だと思いますが、どのタイプの方にどれくらい情報が届いたのかといった内容が最終的に公表されることを望みます。

○福祉部長 子育て応援アプリに限らず、いろいろなアプリが区の中でもできていますので、効果的に周知するとは言っても、本当に届いているのかしっかりと検証していきたいと思います。

○副委員長 全体としてA以上の評価を得ていることはいいと思います。「練馬子どもカフェ」との関連があるのかもしれませんが、子ども食堂の取組が地域福祉計画の中に位置づけられていません。おそらく他の所管の計画に記載されているのではないかと思います。子ども食堂もかなり重要な地域とのつながりであり、子どもの居場所となっています。そのあたりをどのように捉えたらいいのでしょうか。生活困窮の生活支援ということでは地域福祉とも絡んでくるのではないのでしょうか。

○協働推進課長 子ども食堂については、地域の方々の自発的な活動ということで、子どもの居場所だけではなく、大人から子どもまでの多世代交流の場になっていると感じています。おそらく他の計画には掲載されていないと思われますので、地域福祉計画に入れるかどうか検討していきたいと考えています。

○福祉部管理課長 やはり、地域のつながりの拠点として、特に最近になってクローズアップされてきた取組ではないかと思います。練馬区でも、令和5年度に食材料費等の価格高騰に対する補助を実施し、6年度も実施し支援しています。協働推進課では、連絡会を設けたりして子ども食堂同士の交流を実施しています。次期計画では、地域の団体のつながりや活動の交流といったところで位置づけていけるといいと思います。

○副委員長 今回の計画の分析に基づいて次期の計画を立てるわけですから是非ご検討ください。

もう1点、事業番号1「町会・自治会の活性化」について、現在の練馬区の町会の加入率は3割くらいですか。

○地域振興課長 だいたい33%くらいです。

○副委員長 民生委員は、町会に加入している人から選んでいるのでしょうか。

○地域振興課長 そこまで限定はしていません。

○副委員長 3割というのは、23区では平均的な数字で、東京は相当厳しい状況かと思えます。今後は減少傾向にあるのでしょうか。

○地域振興課長 加入率の33%は23区の中では低いほうで、どんどん減少傾向にあります。

○副委員長 練馬区は人口が増えており、新しい若い人が入ってくるため、加入率が低い

ということでしょうか。このことは、評価はAですが、地域福祉の基盤となることでもあるため、いい方法はないのかと考えてしまいました。

○委員 同じく事業番号1「町会・自治会の活性化」について、練馬区は駅前再開発が進んでおり、高層マンションが増えてくると思われませんが、マンションの居住者の町会加入の促進についてはどのような取組をされているのでしょうか。

○地域振興課長 集合住宅における加入促進ハンドブックを作成しており、それを配布し、マンションに住まわれている方の加入促進を進めています。

○委員 マンションに住んでいる方は、ある意味での閉鎖性を持ち、町会への加入を促すのは困難であると思います。マンションの方々に特化して、より町会・自治会を知ってもらうような取組等の積極的なアプローチがあるのでしょうか。

○地域振興課長 もちろん、町会の加入促進は非常に重要な課題であると認識しています。また、区といたしましても、練馬区町会連合会等とも話し合いながらさまざまな取組をしているところです。3月の「ねりま区報」においても町会の加入促進の特集記事を掲載し、促進を進めているところです。

○委員 練馬区町会連合会の副会長を務めています。先日総会が開かれたのでご報告します。駅の北口に住んでいますが、3年前に高層マンションが建ちました。70数世帯が入居するとのことで、役所の指導のもと、建築会社との話し合いがあり、ビルが竣工した暁には70世帯が町会に加入するとの連絡をもらいました。しかし、入居が始まると、今度はマンションの管理会社から連絡があり、そういった話は聞いていないということでした。入居してきたのは比較的若い層の夫婦が多く、住民の管理組合で検討していただいたのですが、結果的には加入はしないということになってしまいました。役所のお骨折りをいただいても、効果がなかったということです。そういった事例がありました。

○委員長 厳しいですね。中央区では加入率を公表しません。数えることすらしない所もあります。しかし、行政の区民サービスの提供には住民の協力ができないこともたくさんあります。町会・自治会は皆で一体となって地域をつくっていく基礎的なものであり、そこにテコ入れをしていくことは重要です。打ち出の小槌のような解決策はないにしても、さまざまな作戦や取組を使い進めていっていただきたいと思います。

それでは施策2について、御意見や御質問はございませんか。

○委員 事業番号18「住まい確保支援の実施」について、居住支援協議会を開催し、伴走型支援を実施しているという非常に意欲的な取組であると思いました。表には申込件数や提供件数等が記載されていますが、実際に支援をした結果、住まいの確保につながった件数は、申込件数と比較してどのくらいの状況だったのでしょうか。

○生活福祉課長 支援方法は2つあり、伴走型で実施しているほうは成約率が高い傾向にあります。住まいと本人をマッチングする事業についてはほとんど成約することはなく、それが特徴であり課題となっています。そういった傾向は23区に共通しています。

○委員 例えば、住宅相談等で積極的にニーズを聞きマッチングしていくような取組は推進されているのでしょうか。

○生活福祉課長 障害のグループホーム等の福祉サービスとしての拡充はあります。今後は、住まい確保困難者と住まいをマッチングしていくためには、当事者の理解をしていた

だくと同時に、オーナーが安心して貸し出すことができる支援を検討していかなければなりません。現在、高齢者の場合は、緊急通報システムを導入することで何かあった時には駆け付けられるようにして、オーナーの安心を確保し住まいを供給してもらうようにしてきていますが、もう一步踏み込んだ支援が今後必要になってくるのではないかと考えています。

○委員長 生活サポートセンターでも住宅相談を行っているかと思います。伴走型の具体的事例がありましたら御紹介ください。

○委員 生活サポートセンターでは、生活困窮の方々の相談窓口ということで、収入が減りこれまでと同じ住まいに住むことが難しくなり転宅が必要となる方が多くいらっしゃいます。そういった場合、自身で次の住まいを探すことが困難な場合に我々が頼りにするところは居住支援法人であり、そことの連携が大事です。そこでは伴走型支援を行っており、密に連携を取りながらそこに住まいを探してもらい、我々が相談者につないでいくといった動きがあります。そのように居住支援法人の存在は大きいと思っております。

○委員 事業番号16「ひきこもり・8050問題への支援の充実」について、「あすはステーション」を東大泉敬老館の跡に増やすということを前回伺いました。我々もひきこもりの方々のために月に1回カフェを開いています。実際には開いてもほとんど来ることはなく、スタッフ3人がゲームをしながらいつかは来るのではないかと過ごしています。「あすはステーション」のような施設をあちこちにつくる計画があると思いますが、我々のようなボランティア団体も一緒に取り組んで進めていただけると嬉しいのですが、どのようにお考えでしょうか。

○生活福祉課長 昨年度から、「あすはステーション」のような居場所をつくってきました。1年間で、実人数ベースとして56名の方が新たにあすはステーションにつながってきましたが、これを多いと思うか少ないと思うかということはありません。支援をしていて思うのは、まず居場所に来る以前に、家から出てきてもらうために、家族支援や本人に向けたアウトリーチ訪問支援を行い、外に出る気持ちを喚起することが必要だということです。また、来ていただいた時に、つなぎ先として、新しく設けた居場所もありますが、ボランティア団体や相談情報ひろば等、各自のニーズに応じたつなぎ先を社協が模索してつないでいただいている。「あすはステーション」があるからひきこもりのことは全部そこで対応するのではなく、その人その人に応じた支援をできる場がたくさんあるため、情報を集約し、一人ひとりに応じた場所につなげられるように体制づくりを工夫していきたいと考えています。

○委員 社協から我々の団体に紹介されて来られる方も結構おり助かっています。

○副委員長 それぞれの方が多様な思いと課題をお持ちですので、その一人一人に応じた場所をつくっていくことが大事だと思います。今まではひきこもりは男性が多かったのですが、コロナ以降女性が増えてきました。女性の場合、男性と一緒にいると辛いということがあるため、女性だけの場をつくることも広がってきています。そういった多様な場をつくっていく中で、どこか一つの場だけでできるということではないと思います。

○委員 ひきこもりにしても何にしても、今なされていることはほとんど対処療法です。2024年2月27日の日経新聞に、養老孟司先生の「子どもを野に放て！」という本が紹介さ

れていました。少子化の中、塾で勉強するのは答えのある問題で、そんな問題をいくら勉強しても新しいITの時代には対応できずにIT小作人になるということです。いくら便利な近代化文明を使っても手数料はすべてGAF Aに入ってしまう。塾で答えのある問題を解くのではなく、町会に入りお祭りをやったりスイカを割ったりするといった基本的に生きていくベースの経験が大切であると言っています。また、5月18日の紙面には「体験格差」という言葉が載っており、幼児期の体験が、新しいクリエイティブな才能を生むということを言っています。そのようなクリエイティブな才能を育てないと日本の教育はダメになるため、子どもは野に放てと言いたいです。

○委員長 子どもだけではなく、人はそれぞれ個性を持っているため、各々が自分の生き方を選択し経験する用意ができるのが一番いいという御意見であると思います。それを地域で支えていく体制をつくっていくということではないでしょうか。

○委員 ボランティアセンターではひきこもり状態や社会から孤立している方の相談を受けています。社会への一歩をなかなか踏み出すことが難しい方への支援のひとつとしてボランティアコーナーに来ていただいて、まず人や場所に慣れることを通して職員と信頼関係づくりに取り組んでいます。その後、ボランティア団体につなげていくこともありますが、場所も大事ですが、信頼できる方へつなげていきたいため、そういった方との関係構築も大事であると思います。

○委員 今、小学校以降でICT化が進んでいる状況の中、出席の確認や授業をタブレットを使ってやるが増えています。そこで、教育者が子どもの顔を見たり返事を聞いたりする回数が減ってきているそうです。そのため、子どもが抱えている問題に気づけなくなってしまった事例をいくつか聞きました。こういったところでも、教育や保育の質の向上は重要で、教育の現場で子どもの困難をみてあげられないことから、地域単位で子どもを含め住人をみていくことが大事であると思いました。

○委員長 貴重な御意見をたくさん頂戴しありがとうございます。

それでは施策3、4、5およびその他について、御意見や御質問はございませんか。

○委員 事業番号28「より使いやすい区立施設・区立公園の整備」について、孫や娘に聞いたところ、最近公園は危ない遊具をなくし、新しい遊具ができて楽しいけれど、どこの公園も同じ遊具になってしまったと言っていました。今までは、ゾウさん公園やカバさん公園といった特徴のある公園があったそうですが、最近は遊具が皆同じです。保育園の子どもたちにとっては公園が遊園地代わりですから、少し変わった遊具を考えていただけないでしょうか。

○建築課長 公園を築造する上では、地元の方の意見を伺うようにしています。バリアフリーについては意見聴取をし、子育て世代の方や障害を持っていらっしゃる方の意見も聞き、地元には広く声掛けをした上で設計に取り組んでいます。遊具については危険性を考慮しなければならず、安全なものを選んでいかなければなりません。しかし、地域の特性を踏まえて設計するようにしており、本日いただいた御意見は担当部署に伝え、今後さらに検討していきたいと思えます。

○委員 公園等の場所について、最近電車が高架にされていますが、高架下の空いたスペースを公園にして近所の保育園が使えるようにしてはどうでしょうか。これは事業者の問

題かもしれませんが、いつももったいないと思って見えています。

○**建築課長** 高架にあたっては、行政もお金を出していますので、何%は行政で使っているという話もあり、駐輪場等をつくったりしています。公園ということでは、高架下は暗いということもありますが、所管課に伝え有効に活用できるか検討していきたいと思いません。

○**委員** 事業番号26「駅のバリアフリー化の促進」について、石神井公園駅と練馬高野台駅のホームドア整備に着手しているとの記載があり、順次別の駅でも進められると思いますが、大泉学園駅はカーブして危険です。駅の乗降者数を考えても、事故が起きる前に何とか西武鉄道と対策していただけないでしょうか。

○**建築課長** これまで区としても対策できないかと西武鉄道には話をしていましたが、西武鉄道側からは、駅の曲線構造の問題やホーム幅の狭さについての説明がありました。しかし、今月、西武鉄道から大泉学園駅について検討していくという話があり、ホームページでも発表されていますので、今後に期待していただきたいと思いません。

○**委員長** 大泉学園駅は確かに怖いです。

他にはございませんか。それでは、次第3の「地域福祉に関する国・都の動向について」ジャパンインターナショナル総合研究所から説明をお願いいたします。

○**主任研究員** 資料3に沿って説明いたします。

I 地域福祉に関連した動向

〔国の動向〕

国は、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化等の社会情勢を踏まえ、国民の安心した生活を支える新しいビジョンとして「地域共生社会」を打ち出しました。

それ以降、「地域共生社会」の実現を目指して、平成30年4月施行の社会福祉法の改正をはじめ、生活困窮者自立支援、子どもの貧困対策、孤独・孤立対策、困難な問題を抱える女性への支援、LGBT理解増進法、こども基本法等、多くの法律を施行しています。

■地域福祉に関連する主な動向

平成27年度	「生活困窮者自立支援法」施行 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」厚生労働省報告書
平成28年度	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
平成30年度	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行
令和元年度	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
令和3年度	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行 「孤独・孤立対策の重点計画 令和3年度」閣議決定 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定
令和4年度	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定
令和5年度	「こども基本法」施行

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行

令和6年度 「孤独・孤立対策推進法」施行

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行

1 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ（令和元年）

平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」で地域共生社会の理念が示され、厚生労働省は「地域共生社会の実現」を福祉改革を貫く基本コンセプトに掲げ、対人支援領域における包括的な支援の体制を構築するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う新たな事業を創設すべきであるとの提言がなされました。市町村の包括的な支援体制の構築に向けた新たな事業の枠組みは資料に示すとおりです。

2 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布（令和2年）

これに基づき重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

3 「孤独・孤立対策の重点計画」策定（令和3年）

基本理念は資料のとおりです。

基本方針 ① 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

② 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

③ 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④ 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

4 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」（令和4年）

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理が行われ、この論点整理を踏まえ、制度改正に向けた具体的な検討を深めていく予定となっています。

5 こども基本法、こども家庭庁設置法

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。こどもに関するさまざまな取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして制定されました。

6 こども大綱（令和5年12月）

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」が掲げられ、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的な幸福な生活を送ることができる社会を目指していくことになりました。

〔都の動向〕

1 第二期東京都地域福祉支援計画（令和3年度）

今まで都では策定されていなかった計画ですが、社会福祉法の改正等を受け、平成29年度に「東京都地域福祉支援計画」を策定し、現在は「第二期東京都地域福祉支援計画」が

計画期間となっています。

基本理念は資料のとおりです。

地域福祉推進のための施策の方向性

【テーマ①】 地域での包括的な支援体制づくりのために

【テーマ②】 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために

【テーマ③】 地域福祉を支える基盤を強化するために

Ⅱ 成年後見に関連する動向

〔国の動向〕

■成年後見に関連する主な動向

平成28年度 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 成立

平成29年度 「成年後見制度利用促進基本計画」 策定

令和4年度 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」 策定

第一期計画における課題を踏まえ、成年後見制度利用促進専門家会議での検討を経て、令和4年3月に第二期計画が閣議決定されました。

- 優先して取り組む事項
- ① 任意後見制度の利用促進
 - ② 担い手の確保・育成等の推進
 - ③ 市町村長申立ての適切な実施
 - ④ 地方公共団体による行政計画等の策定
 - ⑤ 都道府県の機能強化による
地域連携ネットワークづくりの推進

Ⅲ 再犯防止に関連する動向

〔国の動向〕

■再犯防止に関連する主な動向

平成28年度 「再犯の防止等の推進に関する法律」 成立

平成29年度 「再犯防止推進計画」 策定

令和5年度 「第二次再犯防止推進計画」 策定

7つの重点課題について96の具体的施策が盛り込まれました。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

〔都の動向〕

1 第二次東京都再犯防止推進計画（令和6年）

- 主な取組
- ① 就労・住居の確保等のための取組
 - ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
 - ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
- ⑤ 民間協力者の活動の促進, 広報・啓発活動の推進等のための取組
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

IV 福祉のまちづくりに関連する動向

〔国の動向〕

■福祉のまちづくりに関連する主な動向

平成17年度 「ユニバーサルデザイン政策大綱」策定

平成18年度 「バリアフリー新法」施行

平成20年度 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」策定

平成25年度 「交通政策基本法」施行

平成26年度 「障害者権利条約」批准

平成28年度 「障害者差別解消法」施行

平成29年度 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」策定

1 改正バリアフリー法(平成30年11月、平成31年4月施行)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたさらなる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました。

改正内容 ① 基本理念/国及び国民の責務

② 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

③ 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

2 改正バリアフリー法(令和2年6月、令和3年4月施行)

3 ユニバーサル社会実現推進法(平成30年12月公布)

すべての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害のある人、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として制定されました。

〔都の動向〕

■福祉のまちづくりに関連する主な動向

平成21年度 「東京都福祉のまちづくり条例」施行

「東京都福祉のまちづくり推進計画」策定(平成21年度～平成25年度)

平成26年度 「東京都福祉のまちづくり推進計画」策定(平成26年度～平成30年度)

平成31年度 「東京都福祉のまちづくり推進計画」策定(平成31年度～令和5年度)

令和6年度 「東京都福祉のまちづくり推進計画」策定(令和6年度～令和10年度)

5つの視点

- ① 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- ② すべての人が快適に利用できる施設や環境の整備
- ③ 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
- ④ 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- ⑤ 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

説明は以上となります。

○委員長 ありがとうございます。

地域福祉に関することですが、かなり範囲が広いので、当委員会において関連する法や施策に関する動向を説明していただきました。専門でいらっしゃる副委員長から何か追加されることはございませんか。

○副委員長 膨大な情報で大変だったと思いますが、かいつまんで補足いたします。

3ページの「孤独・孤立対策の重点計画」については、次期計画の中では、コロナ禍以降、孤独・孤立の問題は非常に深刻です。高齢者の閉じこもりの問題が注目されがちですが、20代30代の若者の孤独・孤立が問題となっていて、重点計画でも指摘されています。こういったところにも関心を持ち、次期計画で検討していただきたいと思います。

4ページの「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」では、居住支援について中間取りまとめで重視され法改正されているため、先ほどはとても大事な議論がなされたと思います。

5ページの「こども基本法」について、こども家庭支援センターができるといったことは、東京都は先を行っていますのでよろしいと思います。

7ページの成年後見については前回お話ししたとおりです。

9ページの再犯防止については、高齢者や障害者の再犯率が非常に高いため、それをどう考えていくのかを次期計画の中で検討していく必要があると思います。

14ページのバリアフリーについては、令和2年に、小学校中学校にバリアフリーの規定がようやく入りました。このことは、災害時に避難所をつくる際に大きな意味を持ちます。資料の「(3)バリアフリー基準適合義務の対象拡大」に記載されています。阪神淡路大震災の頃から言ってきたのですが、ようやくここで入りました。階段しかなかった所にエレベーターが付くということですから大事なことです。障害のあるお子さんが学校に通うことも含め、インクルーシブ教育の一つのきっかけになるかもしれない重要なテーマです。

もう一つ大事な議論になりそうなのは、民生委員に関することです。5月12日にNHKに出演いたしましたが、そこでは、ある区で民生委員の居住要件を外してほしいという要望があったため、居住要件を見直す検討会が立ち上がるということが取り上げられました。そこに住んでいない方が民生委員になるわけですから大変なことです。これははたしていいことなのかどうかという議論が始まります。そういったことは地域福祉には重要なことで、東京都では民生委員24万人のうち1万3000人の欠員が出ているということもあり、おそらく特例として認める議論になると思います。そのようなことも民生委員の動きとしてアンテナを張っていただきたいと思います。

他にも生活支援コーディネーターの件等いろいろありますが、このくらいにしておきます。

○委員 居住要件を外す件については、都民連（東京都民生児童委員連合会）の常務委員として先日耳にしました。港区長から発言があったようですが、港区の代表会長も反対で、都民連としては反対しています。3年住んでようやく地理を覚えられるという感じですから、3か月居住したら民生委員になるということは無理だと申し上げています。

○副委員長 そういった意見が多い一方で、都営住宅のあたりでは民生委員の欠員がかな

りあり、一人の委員がたくさんの地区を担当するという事柄も出てきています。地域福祉の大事な基本になりますので、そういったことを議論するという事です。

○委員長 それでは、時間も少なくなってきましたので、御意見や御質問があれば1つ2つ頂戴したいと思います。特にならぬので、せっかくです練馬区の重層的支援体制整備事業を来年度から取り組むとお聞きしていますが、今の準備状況はどのようになっているのでしょうか。

○生活福祉課長 今回の施策の根幹は、複合的な課題を抱えながらどこにもつながらぬ人をしっかりと支援につなげていくために、重層的支援体制整備事業を使って支援のネットワークを密にしていくことであると考えています。場所を増やし、人を増員していくわけですが、既存のものやこれから取り組んでいこうとしている民間の方々とのネットワークを強化していくことも必要です。また、財源の調整も必要となってくるため、横串を入れて取り組み、次年度以降も充実させていきたいと思っています。

○委員長 これは大改革です。いろいろな相談機関がありますが、それほど相談の入口は多いのですが、その入口に至るまでに、地域活動の中から生活課題を抱えている方を見つけ、支援につなげていくということが重要です。しかも、今までは対象の方ごとに窓口が決められていましたが、今後はそういった区分けを取り払い、横串を刺していくということです。そのような流れを練馬区は用意しているという説明でした。

それでは、次第4の「次期練馬区地域福祉計画の策定について」説明をお願いいたします。

○地域福祉係長 資料4-1、4-2を御覧ください。

資料4-1は「次期練馬区地域福祉計画の策定について」になります。

1 計画策定理由

現行計画が今年度までであるため、今年度中に次期計画を策定します。

2 計画期間

現行計画は5年間でしたが、次期計画は「第3次みどりの風吹くまちビジョン」戦略計画の終期に合わせ、令和10年度までの4年間とします。また、本計画と連携している社会福祉協議会の地域福祉活動計画についても、次期計画は計画期間を4年間として進めています。

3 計画の位置づけ

「第3次みどりの風吹くまちビジョン」の個別計画であり、社会福祉法に規定する計画です。

「福祉のまちづくりの推進に関する計画」と「成年後見制度利用促進基本計画」の2つの計画が現行計画に包含されています。

「重層的支援体制整備事業実施計画」と「地方再犯防止推進計画」の2つの計画を次期計画に包含していきます。

下の図は、計画の位置づけを表したものです。左側の東京都の計画や社協の地域福祉活動計画と連携を図っていきます。また、右側の区が策定している福祉に関わる計画とも関連を持たせていきます。

4 計画の検討体制

図の左側の「推進委員会・部会」と右側の区の関係部署で構成する庁内検討委員会とで情報を共有しながら計画内容の検討を進めます。

計画策定後の来年度以降は、計画の取組状況の点検や評価等進捗管理を行っていきます。

2ページの下段以降は、関連条文となっていますので、お目通しください。

資料4-2「次期練馬区地域福祉計画策定の全体スケジュール」をご覧ください。

計画推進委員会の欄が親会の今後の予定です。

- | | | |
|-----|---------|----------------------|
| 1回目 | 本日5月23日 | 次の案件で計画の体系案を説明 |
| 2回目 | 6月 | 施策1の取組内容の検討 |
| 3回目 | 7月 | 施策2の検討 |
| 4回目 | 8月 | 区長への提言「意見まとめ案」を確認 |
| 5回目 | 11月 | 素案の検討とパブリックコメントについて、 |
| 6回目 | 1月 | 計画案の検討 |

本日を含め6回の開催を予定しております。

部会は3回、庁内検討委員会も3回を予定しております。

3月の計画策定に向けて、このようなスケジュールで進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○今井委員長 ありがとうございます。

スケジュールについての説明がありましたが、全体の体系についても説明をお願いしますか。

○地域福祉係長 資料5をご覧ください。

次期計画の体系案について説明いたします。

現行計画との大きな変更点は、現行計画では5つの施策としているものを、次期計画は施策3・4を一体化し、全体で4つの施策としている点です。

理念

「共感」「協働」「安心」の3つの理念については、現行計画と同様としています。多様性への気づきを広げ多様な意見を取り入れ、区民との協働の取組を進め、子どもから高齢者まで必要な支援を行うことの3つの理念をもとに策定します。

目標

区のビジョンの方向性に合わせ、「だれもが安心して心豊かに暮らせるまち」としてまいります。

施策

目標を達成するため、4つの施策に取り組みます。

施策1 区民との協働と地域の支え合いの推進

施策2 安心して生活できる環境の整備

施策1・2の取組の中に、重層的支援体制整備事業と再犯を防ぐための施策を盛り込んでいきます。

施策3 ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりの推進

現行計画では、施策3をハード面のまちづくり、施策4を多様な人の社会参加に対する理解の促進とし、施策を分けていましたが、福祉のまちづくりは、ユニバーサル

デザインの理念に基づき、ハード整備と連動したソフト対策を進めていく必要があることから、共生社会の実現に向けた施策を一体的に推し進めるため、統合したいと考えています。

施策4 権利擁護が必要な方への施策

現行計画の施策5と同様です。

重点取組

現行計画と同様に各施策にそれぞれ3つの取組項目を設けています。

<施策1> 「区民との協働と地域の支え合いを推進する」

取組項目1 「地域の福祉力を支える担い手を応援する」

現行計画にも位置づけていた、町会・自治会や民生・児童委員活動の活性化に向けた取組に加え、再犯防止の取組として、保護司活動への支援や社会を明るくする運動の取組、地域と連携して防犯活動を進めていく取組として、防犯パトロールや防犯カメラの設置費用助成等を位置づけていきたいと考えています。

取組項目2 「地域・社会とのつながりを支援する」

居場所支援と社会とのつながりに関する事業を位置づけます。ここに、「街かどケアカフェ」や「練馬こどもカフェ」等の居場所支援に関する事業や、社会参加が難しくひきこもり状態にある方等を対象とした参加支援事業、地域福祉コーディネーターの取組等を位置づけていく予定です。

取組項目3 「区民の地域課題を解決する力を引き出す」

主に「つながるカレッジねりま」「練馬つながるフェスタ」「ねりま協働ラボ」等の支援事業が位置づくと考えています。

<施策2> 「誰もが安心して生活できる環境を整える」

取組項目1 「一人ひとりの特性に応じた支援を推進する」

ここには、属性や世代を問わず、支援を必要としている人の相談を受け止め、課題を抱えている人に対しては、関係機関と連携し、アウトリーチや生活困窮者支援、就労支援、住まい確保支援等に取り組む事業を位置づけることを考えています。

取組項目2 「質の高い福祉サービスを安定的に提供する」

現行計画と同様に、福祉介護の人材育成事業や事業者の指導検査に関する取組等を位置づけます。

取組項目3 「災害時の要支援者対策を充実させる」

現行計画と同様に、避難行動要支援者対策等の取組を位置づけます。

<施策3> 「ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを推進する」

現行計画の施策3と施策4を一体化した取組になります。

取組項目1 「だれもが安心・快適に利用できる施設を増やす」

主に現行施策3で取り組んでいる事業を継続して位置づけ、合理的配慮や適正利用・適正管理に関する内容も盛り込み、建築物におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーを推進します。

取組項目2 「相互理解を促進し、だれもが社会参加しやすいまちをつくる」

区民や事業者に対し、バリアフリーやユニバーサルデザイン、多様な文化に関する理

解を深めるための取組事業を位置づけます。また、人材育成においては、合理的配慮の提供に関する理解促進・普及啓発にも取り組みます。

取組項目3「だれにでも伝わる・だれもが使える情報を充実させる」

区の各課で取り組んでいる事業を中心に、社会参加のために必要な情報の入手・活用等に関するユニバーサルデザインの充実を位置づけていきます。

＜施策4＞「権利擁護が必要な方への支援を充実する」

現行計画施策5と同様の形としています。

取組項目1「成年後見制度利用支援を充実する」

成年後見制度の利用支援、ネットワークの構築、周知・啓発の取組を位置づけます。

取組項目2「法人後見や市民後見人等の活用を推進する」

法人後見や市民後見人、親族後見人への支援事業等の現行の事業を継続します。

取組項目3「権利擁護に関連する支援事業を充実する」

権利擁護に関連する事業として地域福祉権利擁護事業等の事業を位置づけていきます。

以上、体系案について説明いたしました。次回の親会で、各取組項目にどういった事業を位置づけるかを示していきたいと考えています。

○委員長 ありがとうございました。

少しボリュームがありました。御意見や御質問を頂戴したいと思います。

○委員 防犯カメラの話があったと思いますが、よく聞き取れなかったためもう1度説明をお願いします。

○地域福祉係長 施策1で取組項目1「地域の福祉力を支える担い手を応援する」の中に、再犯防止の取組として防犯パトロールや防犯カメラの設置費用の助成等の事業を現在行っており、地域と連携して防犯活動を推進していく取組をこの中に位置づけていきたいと考えております。

○委員 「手をつなご」の施設では、所管課からカメラを設置してはどうかという話がありましたが、事業を実施する主体としては非常に違和感がありました。また、来所される方やサービスの利用者からいろいろな意見をいただいたのでお伝えしたいと思います。保育園等の施設の中に向けてカメラを設置することに対しては、非常に抵抗があるということです。それは職員からも言われました。防犯ということでは意味のあることだとは思いますが、監視されているようで、福祉の担い手として働いている職員にとっては、やりたいことが十分にできないのではないかと、ちょっとしたことが犯罪と疑われるのではないかと懸念があるようです。また、外に向けたカメラについては、来所していることがわかってしまうのではないかと懸念があるという意見が多数の利用者から聞かれました。今後、防犯カメラの設置の助成はいいのですが、例えばコンビニ事業者等を中心に行うほうがいいのではないかと思います。今日のニュースでもありましたが、今後日本版DBSが導入されていくと思います。すでに、保育園や保育事業者に対し、特定取消者の検索システムが動いていますが、これについても職員からは懸念の声が挙がっています。子どもを中心に考える事業者としてはどうしても犯罪歴、特に性犯罪歴ということに関しては注目しなければなりません。ありがたいシステムであると同時に、法の施行前に雇っている人たちに対してはシステムが使えないことは周知されていない状態です。こうした中で、

今後防犯カメラやDBSの話が出てくると、事業者としてはやりにくいところがありますので、その辺への配慮をお願いします。

○委員 現場でカメラの付いている所をいくつも知っており、私の職場にも付いています。見られているという職員の抵抗感があるのは事実ですが、カメラが付いているところが増えているため、そういった声は聞かなくなってきたように思います。カメラは、犯罪の防止のみならず、事故等の検証にも有効です。裁判になる事例の場合、職員を守る有効な1つの手段であるというふうにも見ていただきたいと思います。

○福祉部管理課長 カメラについてはさまざまな御意見があるかと思います。先ほどの事務局からの説明は、すでに地域と連携した防犯活動として防犯カメラの設置について町会等に助成している事業があり、その事例について挙げたものです。施設にカメラを付けるといったことに直接言及しているものではありませんので御承知おきください。さまざまな御意見を加味し、検討していきたいと思います。

○委員長 カメラについては、高齢者の施設では、職員を守るために付けると考えている事業者もあり、逆にそれが監視につながるといういろいろな意見が出ています。良い悪いの結論は出ていませんが、議論としては大変重要な議論です。そういった所に区が助成していくといった話ではなく、あくまでもパブリックな部分ということだと思います。

○委員 私どもの町会にはカメラが2か所付いています。道を通っていると、カメラがあることはわかるのですが、せっかく付けているのですから、付いていることを電柱に表示してくれると助かります。事故があったりすると、警察から見せてほしいと依頼されますが、個人情報を開示していいものかといつも不安に思いながら仕方なくデータを渡しています。その辺についてはどのように考えればいいのでしょうか。

○福祉部管理課長 カメラが設置されている場所は、基本的には表示されているものという認識です。

○委員 ぶら下がっているだけです。

○福祉部管理課長 「近くに防犯カメラ作動中」等の表示が多いようです。所管である危機管理課でお願いしていると思いますが確認します。

警察の開示要求についての不安についても所管に伝えます。

○生活福祉課長 防犯カメラの情報を警察に提供していいのかということですが、福祉事務所でも同様の提供依頼を受けます。法制度的には「捜査関係事項照会書」を受け取ると、それは刑事的な法令に基づいたものであるため協力する義務があります。我々の事務所では、書面をいただいた上で情報を提供するように努めています。

○委員 やはり交通安全等いろいろありますから、警察であればある程度協力しなければならないのではないのでしょうか。

○生活福祉課長 断らずに書面で依頼していただくようなやり取りはしようということですが。

○委員 ものの見方ということがあり、どのアングルから見るかによって見方が変わってきます。これはどちらも正しくどちらも間違っているということになりますから、ケースバイケースで運用していくしかないと思います。

○委員長 カメラの件はいろいろな御意見があり、捉える立場によっても違ってきます。

地域福祉計画にどこまで載せられるかはわかりませんが、所管にお伝えください。

○委員 資料5で、居場所づくりや誰もが参加しやすくする上での課題として「移動」の問題が大きいのではないかと思います。車や交通機関がなかったりするハード面や、ひきこもりの方へ声掛けをして一緒に行く等のことについても、今後検討していただきたいと思います。

○高齢者支援課長 高齢者の移動サービスに関しては、障害も含め、リフト付きのタクシー等を使用しています。民間の力を借りながら必要な方にサービスを届けていきたいと考えています。移動サービスについて計画の中にどのような形で入れていくかは、皆様の御意見を伺い内部でも調整しながら進めていきたいと思っています。

○委員長 大事な視点です。今はまだ不便な場所が結構ありますから、そういった所を漏れなく支援していただきたいと思います。

○委員 障害のある子どもと健常の子どもは昼間は学校で別々に過ごしますが、放課後は一緒に過ごします。不便な所ということでは、放課後児童支援を空き教室で実施していますが、安全である所は少ないです。このような場所も地域福祉計画の中で議論される分野なのでしょうか。

○福祉部管理課長 地域福祉計画で取り扱う範疇の内容と考えます。どのように計画に落とし込めるかについてはご意見をいただきながら考えていきたいと思っています。

○委員長 地域福祉計画は、さまざまな関連計画の上位計画であり、それぞれの計画の重要なところをかいつまんて書いていくと同時に、そこでは盛り込めないような内容を入れていかなければなりません。子どもの安全で安心な居場所づくりも1つの視点として盛り込んでいくと認識しています。しかし、関連計画の中身を全部入れるとかなり分厚い計画になってしまうため、皆様の御意見をいただきながら、適度な内容のものをつくってきたいと思っています。

○委員 皆さんのお話はそのとおりであると思いましたが、障害者側としては、地域の中で孤独であったりひきこもったり、行き先がどこにもなかったりすることがあり、記載されている反対側にいるように感じました。障害者も健常者も一緒になって計画をつくっていかなくてはならないと思いました。差別されたり人権を無視されたりする状況の中で育ってきており、地域の中に出てこられるようになったため出てきたのですが、やはり買い物をするにも信号を渡るにも大変です。支援制度をいろいろつくっていただいても、隣の人と一緒に何かをすることがない限り楽しくありません。コーディネーターを増やす等が記載されていますが、本当は障害者と健常者とが同じ生きる場を持っていなければいけないと思います。支援される側としては仲間はずれにされている感じがしました。このような会議においては、障害者や高齢者の人数を増やし、意見を聞くことも必要ではないかと思っています。

○委員長 立場ということでは、聞く側と伝える側では聞こえ方が変わってくるという貴重な御意見でした。委員の名簿については基本的には今期はこのままやっていくということになると聞いていますが、当事者の状況や生活を踏まえた御意見を頂戴したいと思います。

次回も議論を重ねていくことになりますので、次第6の「次回日程」について事務局か

ら説明をお願いします。

○地域福祉係長 次回の日程は、次第に記載があるように、

令和6年6月27日（木）午後6時から 区役所アトリウム地下多目的室で行います。御出席のほどよろしくお願ひいたします。

○副委員長 最後に委員の御発言を聞き、ピリッと背筋が伸びたような気がしました。やはり、当事者の思いをしっかりと軸にしていけないと計画づくりはやってはいけないという思いを新たにしたところです。そういう意味でも皆さんは発言されていると思いますので、改めてそういうことを大事にしながら計画づくりをしていきたいと思ひます。当事者の皆さんがつくり出す居場所ということも大事になってきていますので、そんなことも議論できたらいいと思ひます。

練馬区は福祉人材育成センターをつくっていますが、それは素晴らしいことです。その成果の見える化ができたらいいいと思ひます。民間の人材派遣会社が1人雇うとウン十万という手数料を取っていくそうです。現場が大変な思いをされているので、練馬が先んじてやってきていることはとても大事なことです。

今日は重要な議論ができたと思ひます。ありがとうございました。

○委員長

それでは本日の推進委員会を終了いたします。遅い時間までありがとうございました。次回もよろしくお願ひいたします。